

【2015 年度からの准メンタルケア心理専門士合格者のメンタルケア心理専門士ポイント認定による資格認定改定のお知らせ】

現在、准メンタルケア心理専門士資格取得者の当学会会員加入後に規定ポイント取得でメンタルケア心理専門士®の資格認定を行っております。

ポイント取得者は、当学会の定めるポイント取得方法により自らの学術研鑽を通じ、知識や技術を身に付けておられ、当学会の倫理綱領第1条にも該当することと考えておりますが、メンタルケア心理専門士®資格認定試験を課さない本制度では、有知識の証明として資格取得者個々人の差がでること、メンタルケア心理専門士®としての有知識を試験合格者と同等とすることについて課題となっておりました。

そこで、メンタルケア心理専門士®資格保有者の有知識の均衡を目的とし、以下のとおり改定を致します。

●ポイントによるメンタルケア心理専門士®合格について

准メンタルケア心理専門士™資格登録者で、メンタルケア学会へ入会し、以下申請要件を満たした者をメンタルケア心理専門士®合格とします。

申請時要件

- ・正会員である者
- ・准メンタルケア心理専門士資格登録者
- ・申請年度10ポイントの取得した者
- ・カウンセリング演習Ⅰまたはカウンセリング実技実践プログラム修了者（10ポイントの換算を含む。カウンセリング実技実践プログラム修了者はカウンセリング演習Ⅰと同等のポイントを付与するものとします。）
- ・メンタルケア心理専門士実技試験を受験し、合格した者

●メンタルケア心理専門士実技試験受験規定

- ・メンタルケア心理専門士実技試験の日程は、毎年度公示される実技試験日程と同様とします。ただし、受験者人数によっては受験日を追加し実施いたします。

なお、受験日が追加された場合、事前に受験者に日程を告知しますが、受験者の希望日程の指定及び当学会で設定した受験日の変更はできません。受験者都合による受験の欠席は当学会受験規約に準じ、次回への振替、受験料の返金はいたしません。また、取得ポイントの有効期間についても延長いたしません。

- ・ 受験は、カウンセリング演習 I またはカウンセリング実技実践プログラム修了後にいずれかの修了証および准メンタルケア心理専門士資格登録証を当学会指定の願書に添付し、受験料 5,400 円（資格登録料 5,600 円）を納付し出願してください。

- ・ 出願期間、合否結果は、毎年度公示される実技試験日程と同様とします。

●本制度による実技試験について

- ・ 本制度によるメンタルケア心理専門士資格取得は、制度変更に伴い実技試験を課す事といたします。つまり、メンタルケア心理専門士の一般受験である学科試験、課題レポート、実技試験の3つの審査のうち、本制度の条件を満たすことにより学科試験、課題レポートは免除となります。

- ・ カウンセリング場面を想定した応答技法の実践を審査いたします。カウンセラーの基本的態度、カウンセリングの基本技法の基本と応用を理解し、実践力を審査します。

<注意事項>

- ・ カウンセリング演習 I またはカウンセリング実技実践プログラム修了をしていない場合は、本制度利用はできません。

- ・ 本制度利用によるカウンセリング演習 I またはカウンセリング実技実践プログラム修了有効期限は修了認定より2年とします。（但し、ポイントの有効期限は1年とします）有効期間内に本制度を利用しない場合、カウンセリング演習 I を有効期限後に再受講し、修了する必要があります。

- ・ 準会員は、ポイント付与はありませんが、カウンセリング演習 I またはカウンセリング実技実践プログラムを修了した場合は、修了については正会員への移行後も有効とします。但し、有効期限は修了認定より2年とします。有効期間内に正会員へ移行し本制度を利用しない場合、カウンセリング演習 I を有効期限後に再受講し、修了する必要があります。

2014年10月発表